

(参考様式2)

事前点検シート

| | | | |
|--------------|----------------|-----------|---------------------|
| 計画主体名 | 江津市 | | |
| 計画期間 実施期間 | H20～H24 H20 | 総事業費(交付金) | 150,700千円(31,259千円) |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|--|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき固く策定する基本方針と適合しているか | 適 | 活性化計画は農林水産物直売所を活用した地域振興を目指しており、小規模農家でも少量・多品目を出荷できるメリットから農家の定住・担い手の育成が図られる。また地元産の安全安心で特徴ある商品を整えることにより、都市部消費者との交流を図ることを目標としており、基本方針等に適合する。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | 第5次江津市総合振興計画(H19～23)において農林水産業の方針として直売施設整備があり、新市建設計画(H17～26)においても農林水産の方針として挙げられている。また江津農業振興地域整備計画には集出荷販売と現状及び改善点として、産直市の取り組みが必要と記されている。また、江津市農業等活性化基盤整備計画(H9)において「地域特産物の生産及び販売に関する措置」「都市との交流に関する措置」及び桜江町農業等活性化基盤整備計画(H6)で「都市住民の農林業の体験その他の都市等との地域間交流に関する措置」を目標と挙げており、特定農山村地域の振興計画とも合致している。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | 地域内の農林業者から整備の要望があり、農林水産物直売所建設予定地は民家から離れており周辺住民からの反対等の声はなく、市議会の了解を得ている。または予定地は商店が集中する市街地からは遠く離れており、民業圧迫はない。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | 適 | 市が主体となって事業を進めており、建設後は市が出資する第3セクターが指定管理する予定で、それら団体を交えて経営方針を確立しつつある。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | 直売所の整備により活性化計画の目標である交流人口が増えれば、販売額も増加するので一体的な整合性が確保されている。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | 適 | 平成22年度オープンし、23年度で基礎体力を付け、24年度までに一定の成果を出すスケジュールなので事業推進期間として適当である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | 適 | 全体事業費150,700千円の内、補助対象事業額62,518千円×1/2=交付限度額31,259千円 |

2 個別事業について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|--|-------|---|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | 適 | 今回新規に取り組む事業である。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | — | 該当なし |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | 適 | 木造店舗用:22年 冷房用・暖房用機器:6年 陳列棚・陳列ケース(冷凍機・冷蔵機付きのもの以外):6年 同(同付き):8年 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器:6年 事務机、事務椅子及びキャビネット(主として金属製のもの):15年 パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く):4年 情報通信機器器具製造業用設備:8年 以上減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第34号)による。 |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定 |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | 適 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定 |

| | | | |
|--|---|---|---|
| | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | 適 | 算定結果 1.54 |
| | 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | 適 | 実施要領別表の2(要件類別:16 事業主体:市町村)の要件(対象地域は五法指定地域)を満たしている。 |
| | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | 適 | 市が事業主体であり、農林水産物直売所に特化した整備施設の整備で目的外使用のおそれはない。 |
| | 施設等の利活用の見直し等は適正か | | |
| | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか | 適 | 地域内の施設の要りこみ客数は年30,300人で、今後も同程度(1.2倍)の交流人口(36,000人)が見込まれる。整備される直売所の交流人口は近隣の同様の施設のデータから勘案しH24で約100,000人/年で、そのうち91%が当該地域の住民(91,000人)で、9%(以上比率はH18アンケート結果)は域外住民の立寄り(9,000人)が見込めるので、それを加えて45,000人の交流人口として利用計画を策定した。 |
| | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | 適 | 当該施設の東西にある道の駅の入込み客数等を踏まえて、計画を立てている。両施設は約40km離れていることや農林水産物直売所としての機能は持っていないことから競合することはない。また約30kg西側にはJA経営の直売所があるが、国道からは外れており、客層が隣市(浜田市)に限られているので受益地は区別されている。 |
| | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | 適 | 整備する直売所の利用者は近隣の「道の駅」への立寄り客数からシミュレーションした。また、商品の品揃えについては直売所の試験的運営、JAや「きんさい市」が扱う区域内農産物の量の12月(ピーク月)分を算出した結果である野菜等23.5㎡ 加工品1.9㎡ 花木1.2㎡ 工芸品3.6㎡を基礎にして商品棚、冷蔵ショーケースの規模等を決定した。 |
| | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | 適 | 当該施設の東西にある道の駅の入込み客数等を踏まえて、計画を立てており、年間立寄り者数2,840千人、利用者数100千人は均衡がとれている。また世界遺産石見銀山(年間70万人)や海洋水族館アラス(年間50万人)との間にあることから、連携することにより観光客の立寄りも見込めるので、協議をしている。 |
| | 事業費積算等は適正か | | |
| | 過大な積算としていないか | 適 | 今回整備する施設の整備単価は211千円/㎡で、「強い農業づくり交付金」の施設別上限建設費245千円/㎡(産地形成促進施設)を下回り、最も近い類似施設であるゆうひパーク浜田の262千円/㎡と比べても過大な積算とはいえない。 |
| | 建設・整備コストの低減に努めているか | 適 | 木造建築とし、内装もできるだけ簡素化した設計としている。 |
| | 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) | 適 | 交付対象は建物と内部の備品設置のみとしており、外構や駐車場(国交省管轄)等の附帯設備は含んでいない。 |
| | 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか) | 適 | 交付対象としている商品棚や冷蔵ショーケースの容量は既存の野菜・加工品出荷量により積算している。また出荷展示の準備に作業台や値札発行機、学校給食用の仕分け台、棚、そして一時保存用にプレハブの冷蔵庫を計上しており、全て直売所の運営に必要不可欠である。また、軒下倉庫は農林水産物の直売に係る物品のみ収納する。 |
| | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か | 適 | 国道沿いの両側の道の駅から約40kmの地点にあり、通行者の利便性が高く、トイレ休憩等の観光バスの立寄りも充分期待できる場所で集客が期待できる。また、設置する市東部地域は農業が盛んで、加工グループも多いことから農家も出荷しやすい位置である。 |
| | 施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか | 適 | 事業主体が所有する土地に整備する。 |
| | 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | 補助残の起債(合併特例債)については十分な検討・調整を行っている。 |
| | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| | 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) | 適 | 江津市において直売所施設設置条例及び管理運営規則を制定し、適正に管理・運営をおこなう。 |
| | 収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか | 適 | 直売所は開設初年度のレジ通過数を180人/日とし、年間利用者数100,875人。単価を800円で売上高を80,700千円、それに諸収入と市からの管理料と観光案内委託料を加えると人件費・管理料等がほぼ同額となるので、収支の均衡は取れている。 |
| | 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | 適 | 通行者と購買者の利便性を確保するため、交付金で整備する農林水産物直売所施設と国交交通省が整備する道の駅と合体して整備することとしており、建物の事業費按分は休憩ロビー・情報案内コーナー(軒下・風除室一部含む) 床面積113.40㎡を国交省、残り(509.49㎡)を明確に区分して、費用を各床面積で按分する。なお、それぞれ事業目的の達成に支障にないよう、国交省と調整し、承認済みである。本事業の交付対象範囲についても、国交省と補助対象外のテナントブース役割を共有するエリア(共有Ⅱ)とテナントブースの役割を共有するエリア(共有Ⅰ)を明確に区分し、それぞれ床面積による按分で事業費を算出した。 |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。